

~~~~~  
論 説  
~~~~~

矢内原忠雄の植民政策学における
実質的植民と自主主義・同化主義の構図：
留学中の着想から見えてくる民族への注目と結びつけて*

湯 浅 拓 也**

はじめに

周知のように、矢内原忠雄は新渡戸稲造から植民政策学を学んだ学者であり、内村鑑三から聖書を学んだ無教会主義のキリスト者である。東京帝国大学経済学部教授であった矢内原は、新渡戸の後任として植民政策講座を担当し、植民現象の科学的分析の必要性を唱えるなどして、植民政策学を牽引する役割を果たした。しかし、盧溝橋事件を契機に、政府の大陸政策を批判した「国家の理想」論文¹⁾を執筆し、その責任をとって1937年12月に教授を辞した。この筆禍事件を通して、矢内原は「真理と平和を愛したキリスト者知識人」として知られている。

矢内原は東京帝大に着任し、慣例となっていた留学から帰国して、当時の通説である植民、つまり植民が行われる領域に対する政治的権力関係を基礎に分析を行う狭義の植民を批判し、植民を移民までも含む広く人の移動の概念とし

* 本稿は、2016年1月に青山学院大学大学院国際政治経済学研究科に提出した修士論文の一部を修正し、加筆したものである。

** 青山学院大学大学院国際政治経済学研究科博士後期課程国際政治学専攻。国際政治経済学会2016年4月1日受付、2016年5月6日レフェリーの審査を経て掲載決定。

1) 矢内原忠雄「国家の理想」(矢内原全集⑬, [1937年]), 623-646頁。『矢内原忠雄全集』(岩波書店, 1963-1965年)は特に断りのない場合には、矢内原全集とし、全集刊行年の代わりに、[初出年]を示す。

て「実質的植民」を提示し、植民という社会現象を科学的に把握する必要性を説いた²⁾。しかし、この「実質的植民」論は、政治権力関係を重視しない植民であるから「理想主義的植民」と評価され、先行研究において、「実質的植民」はキリスト者矢内原の人道主義的な植民の捉え方として定着した³⁾。

この「実質的植民」に対する「理想主義的植民」という評価と同様に、矢内原のキリスト教的人道主義者というイメージは、矢内原の植民政策論に対する解釈にも影響を与えた。矢内原は同化主義を批判し、自主主義に高い価値を置いた。矢内原によれば自主主義は、「植民地の特異性を尊重し、その自主的發展を目的とするものにして、論理的終局は植民地に対する本国の領有支配関係の消滅に至る」政策である⁴⁾。自主主義の政策が採用される場合、本国と植民地の協同の関係性が重視され、植民地が独立することとなったとしても、本国と植民地間の関係性において、植民地が利益を得るものであれば、協同関係から離脱することはないと矢内原は想定していた。

上のように、矢内原の植民政策学の骨格は、植民の効果を肯定的に捉え、自主主義的政策によって、植民地の特異性を尊重し、その自主的發展を目的とすることを前提としていた。この点において、矢内原の植民政策学は、実際の日本の植民地統治とは異なり、まさに「理想主義的植民」であった。しかし、ここで注意しなければならない点は、この矢内原が理想とした「実質的植民」の効果は、植民地の犠牲の上に立つものではなく、植民国と植民地の協同的關係の確立という点において、植民の効果を肯定的に捉えていたことによるもので

2) 矢内原忠雄『植民及植民政策』（矢内原全集①、[1927年]）、14-23頁。こうした矢内原の植民政策学に対する姿勢は、村上勝彦によれば、「矢内原の植民研究者としての出発は、当時の植民政策学の支配的学説〔「形式的植民」による政治的権力関係を分析の中心とする学説〕をなし、その第一人者であった山本美越乃（京都帝国大学経済学部教授）に対するチャレンジに求められる」ものであった。（村上勝彦「矢内原忠雄における植民論と植民政策」浅田喬二編著『岩波講座・近代日本と植民地 4 統合と支配の論理』（岩波書店、1993年）、208頁）。

3) 矢内原の植民政策学の背景にキリスト者としての人道主義的要素を存在していることを指摘した研究に、マーク・ピーティアー（浅野豊美訳）『植民地—帝国50年の興亡』（読売新聞社、1996年）がある。

4) 矢内原前掲書『植民及植民政策』、250頁。

ある。このことから考えれば、矢内原の植民政策学を実証的に理解するためには、植民論と植民政策論とを個別に検討するだけでは不十分であり、矢内原が植民論と植民政策論において、どのような意図を持って論じたか検討し、両者の関係性から矢内原の植民政策学を評価する必要がある。

本稿の目的は、植民論と植民政策論の2つの柱からなる矢内原の植民政策学の構図を再検討するものである。従来の研究では、矢内原の植民論と植民政策論は区別され、それぞれにおいて評価がなされてきた⁵⁾。そのため、「実質的植民」と自主主義がそれぞれ個別の議論として注目が集まり、矢内原の植民政策学の全体像が失われてきた。そこで本稿では、矢内原が留学中に着想を得た「アダム・スミスの植民地論」とシオニズムにおける民族運動から着想を得た民族の捉え方を検討することで、矢内原の植民政策学における民族概念への注目という点から、植民論と植民政策論の関係性を明らかにしたい。また、この民族概念への注目という点を検討することで、従来の研究では十分に検討がなされてこなかった矢内原の同化主義の位置付けを明確にすることができ、また矢内原が同化主義をどのような基準において肯定的に、また否定的に捉えていたかを明らかにすることができる。

以下では、まず第1節で矢内原の植民政策学に対する代表的な研究から既存の評価を確認する。その上で第2節において、矢内原がいかに「実質的植民」の着想を得たか、矢内原の「アダム・スミスの植民地論」と題する論文から検討する。次に第3節では、自主主義と同化主義に焦点を当て、キリスト者矢内原のシオニズム観を検討し、矢内原が植民政策論において民族のいかなる点を重視したか明らかにする。そして、第4節で、矢内原の民族論と関連づけて彼の同化主義の評価基準を明らかにすべく、南洋群島に対する政策の評価について検討したい。そして最後に、矢内原の植民論と植民政策論の関係性を明らかにするために、2次元平面上に植民論と植民政策論の位置付けを描き、矢内原

5) こうした矢内原の植民政策学を植民論と植民政策論の2つの側面から評価する研究は、村上前掲論文「矢内原忠雄における植民論と植民政策」や浅田喬二『日本植民地研究史論』（未来社、1990年）がある。これは植民論と植民政策論をそれぞれ詳細に検討した矢内原前掲書『植民及植民政策』の構成に従ったものと考えられる。

の植民政策学を再検討し、キリスト者矢内原の植民政策学が有した民族への高い価値について論じたい。

1. 矢内原の植民政策学に対する評価

矢内原の植民政策学については、関係者による研究と1990年代以降の近代日本外交史の実証研究に分けることができる。前者においては、伝記的要素も強いが、矢内原が戦後担当した国際経済論講座⁶⁾を引き継いだ川田侃や矢内原の三男である矢内原勝による人物像から植民政策学に迫る研究がある。

人物像から論じるこうした研究では、川田が矢内原の植民政策学そのものよりも、その学問に対する姿勢に注目している。川田は、信仰面に着目し、矢内原が日本の帝国主義の実証的研究に力を入れ、特に日本の植民統治に対して厳しい批判を加えたことに対して、「内村鑑三の門下生として無教会キリスト教を信じ、その宗教的信念において生き、現実の社会に対する警世家として一生を貫いた人物」として評価した⁷⁾。また、矢内原勝は植民地の社会経済関係や帝国主義の弊害を実証的に把握しようとした点について、矢内原の植民政策学は現実主義・実証主義指向が強かったとして、「彼〔矢内原忠雄—引用者注、以下同〕は今日の発展途上国の学際的研究あるいは地域研究の先駆者であった」と評して、現代で言うフィールドエコノミストとしての素質を賞賛した⁸⁾。

1990年代以降は、こうした関係者による人物像から矢内原の植民政策学に迫る研究から離れて、実証的な矢内原の植民政策学の検討が進められてきた。『岩

6) 国際経済論講座は、植民政策講座が1945年に名称が変更された講座である。植民政策講座は、1908年に台湾総督児玉源太郎を記念して、後藤新平らによる寄付によって、1909年に東京帝国大学法科大学に新設された。その後、新渡戸稲造(当時、第一高等学校校長、農科大学教授)が改めて、法科大学教授に任用され、植民政策講座を担当した。新渡戸は経済学部が設立された翌年(1920年)まで担当した(東京大学百年史編集委員会『東京大学百年史・部局史一』(東京大学出版会、1986年、130-133頁)参照)。

7) 川田侃「矢内原忠雄と国際平和主義」『中央公論』、第80巻第10号、1965年10月、436頁。

8) 矢内原勝「矢内原忠雄の植民政策の理論と実証」『三田学会雑誌』、第80巻第4号、1987年10月、309頁。

波講座・近代日本と植民地』⁹⁾は、1992年から刊行が始まり、この一連の研究によって、近代日本における国民国家形成の特徴が明らかとなり、帝国を世界秩序の中で把握することで、国際関係論に対して新たな視点が提供された。こうした研究の流れの中で、矢内原の植民政策学の研究も着手された。

まず、村上勝彦による矢内原の植民政策学の構図を確認する研究では、矢内原が広く移民までも含む植民の定義である「実質的植民」と自主主義といわれる植民地の特異性を認め、その発展を促す植民政策に高い価値を置いたことを明らかにし、矢内原の植民政策学は、脱国家的視点から人の移動に焦点を当てた議論であり、グローバル化したヒト・モノ・カネの移動や海外労働者の問題が重要な現代においても示唆的であると評価されている¹⁰⁾。このように植民論と植民政策論をそれぞれ検討する方法は、これ以降の研究の基礎となっていく。

村上による矢内原の植民論と植民政策論の分析を踏まえて、今泉裕美子は矢内原の植民地の捉え方に現代の国際関係論の起源が含まれるものとして読み込み、分析を加えている。今泉によれば、「〔矢内原の〕植民地の捉え方は、ある国家の単なる政治、経済的な膨張地域としてではなく、世界の政治、経済の接点として位置づけることで、植民地をめぐる民族、国家の諸関係（矢内原の研究では国際連盟やその委任統治制度の成立にみる諸「帝国」間および帝国・植民地間の諸関係）をあぶりだすことを意図し、こうした分析は一国に視点をおいた政治経済分析と対照をなすものであった」として、現代の国際関係論との関係性から評価することができる¹¹⁾。

また、米谷匡史の分析のように、矢内原の植民政策を戦間期という時代背景とともに検証し、矢内原が植民政策学を確立させた1920年代を植民地民衆からの抵抗が顕在化し、社会問題に対応せざるをえない「帝国再編」の時代であったことに注目した研究も行われた。彼の研究は、矢内原の植民政策学は「単な

9) 大江志乃夫他編著『岩波講座・近代日本と植民地』（全8巻）（岩波書店、1992年-1993年）。

10) 村上前掲論文「矢内原忠雄における植民論と植民政策」、232頁。

11) 今泉裕美子「矢内原忠雄の国際関係研究と植民政策研究——講義ノートを読む——」『国際関係学研究』、第23号、1996年、146頁。

るナショナルな自立と相互承認の議論ではなく、植民地における「社会」問題を構成した上で、その解決のために帝国日本を改造しようとするもの」であったとして、国家主義的要素の強い統治政策や制度に止まらない「＜植民・社会政策＞論」と表現できるとした多義性に注目した¹²⁾。

こうした矢内原の植民政政策学に関する研究の進展を受けて、酒井哲哉によって植民政政策学が帝国内秩序に限定した学知ではなく、国際秩序をも含めた重層的で多義的な学知であったことが明らかにされた。その上で、矢内原の植民の概念は、国家主権概念の絶対性を否定し、相対化しようとする動向が強かった大正期において、非国家的社会集団が織り成す越境的な相互関係から国際関係を捉えようという視点を有しており、国家の統治政策と区別された広義の植民概念の採用も、帝国内における社会集団の移動に伴う相互作用の主題化を可能とするものであったと酒井は評価した¹³⁾。

矢内原の植民政政策学についての一連の実証研究は、現代の国際社会においても参照しうる「越境的社会現象」や単なる植民地の統治政策に限定されない植民政政策学が有した多義性に注目してきた。こうした研究では、矢内原の価値判断に焦点を当て、「実質的植民」と自主主義の組み合わせが、矢内原が理想とする植民政政策学であるとされた。しかし、矢内原自身は日本の同化主義的要素が強い近代化政策が、南洋群島の近代化に貢献したとして評価している¹⁴⁾。このように肯定的に捉えた南洋群島に対する政策は「実質的植民」に含まれるものと考えられるが、自主主義の範疇に含まれるものではない。こうした解釈の相違は、矢内原の植民政政策学を理論的に検討するだけでなく、伝記的研究において議論されてきた、着想から理論化に至る経緯から議論を引き出す必要がある。確かに矢内原の植民政政策学は実証的研究の進展によって「実質的植民」と自主主義に対する理解が深まり、新たな視点が提供されてきた。しかし、その

12) 米谷匡史「矢内原忠雄の＜植民・社会政策＞論—植民地帝国日本における「社会統治」の問題—」『思想』, No.945, 2003年1月, 143頁。

13) 酒井哲哉「『帝国秩序』と『国際秩序』—植民政政策学における媒介の理論」『近代日本の国際秩序論』(岩波書店, 2007年), 212頁。

14) 矢内原忠雄『南洋群島の研究』(矢内原全集③, [1935年]), 410-414頁。

一方で全体像が失われ、伝記的研究において指摘されてきた矢内原の民族に対する評価が十分になされていないのではないかと。この点において、矢内原の民族への注目から、同化主義の評価を明らかにし、「実質的植民」論を再度検討することは意義のあることである。

2. 「実質的植民」論とアダム・スミスの植民論の解釈

矢内原が提示した「実質的植民」の概念は、通説であった政治的権力関係を基礎に植民現象を捉える「形式的植民」とは大きく異なるものであった。この「実質的植民」は、既に述べたように、広く人の移動として、社会経済的活動を伴う植民として、政治的権力関係よりも、社会経済的活動の分析を重視した概念である。矢内原が『植民及植民政策』を出版した後に、東京帝国大学の同僚であった大内兵衛は書評において、以下のように述べた。

〔……〕私にとっては植民の基礎的観念は矢張通説の如く、「人口の移動と政治的権力の延長」とでないか〔……〕と思われる。その方が母国と植民地の関係を端的に表しているのではないと思われる。むろんこの定義は国家的でない植民を含まない。けれどもそう云う植民は近代的な吾々が問題としている植民とは多少性質が異なる。〔……〕この通説〔形式的植民〕は、社会的経済的の方面を忘れていと云う矢内原氏の非難は正当ではあるが矢内原氏の定義はこと更に政治的方面をぬきにした理想的植民を以て一般植民の定義とする謗はないであらうか¹⁵⁾。

このように、矢内原が『植民及植民政策』を出版した当時の植民とは、矢内原の言う「形式的植民」であった。つまり、この当時の植民は、移民を含まない狭義の植民を指し、政治権力が設定された領域への人の移動が分析の中心であり、植民国と植民地の関係性の分析において、政治権力が重要な要素であったことがわかる。大内の批判を踏まえれば、「実質的植民」がいかに特異な概念であったかが理解できる。

15) 大内兵衛「矢内原教授の『植民及植民政策』」(『大内兵衛著作集』第9巻、岩波書店、1975年)、610頁。初出は1926年。

狭義の植民である「形式的植民」は、政治的権力関係と密接な関係性を有しており、移民とは本質的に異なるという大内の評価を踏まえて、村上勝彦が矢内原の植民論を検討している。村上はこの大内の評価に対して、「狭義植民^[ママ]においても政治的支配との関係の側面ではなく、実質的な社会的経済的活動の側面こそ重視されねばならず、この面では広義植民^[ママ]が一般にかかえる問題との共通性が大きいと考える」として、矢内原は植民国が政治的権力を持って植民を支援し、植民者がその移住先で社会的権力を発揮する植民のあり方を非難したと結論づけている¹⁶⁾。

この村上の「実質的植民」の評価は、矢内原の植民政策学の解釈として間違いがあるわけではないが、理論的な詳細よりも、矢内原の学問に対する姿勢やキリスト者としての人道主義的なイメージを投影した評価と言うことはできないだろうか。実際、矢内原の植民政策学の基本書である『植民及植民政策』では、「実質的植民」の「実質的」という言葉は植民の定義に限らず、政策を評価するときに多方面において使用されている。このことから考えれば、「実質的植民」の概念は、矢内原のイメージを投影するのではなく、「実質的」という言葉を着想するに至った経緯を検討することで、「実質的植民」の背後にある矢内原の真意が読み取れるのではないか。

矢内原は「実質的」の概念への直接的な着想については、『植民及植民政策』では触れていない。しかし、「アダム・スミスの植林地論¹⁷⁾」と題する論文から、矢内原が「実質的」の概念を着想するに至った経緯を検討することができる。この論文で、矢内原はアダム・スミスの植林地論を植民地の経済史と照らし合わせて検討し、また植民地建設の動機、植民地繁栄の要因、植民地の利益、植民地の維持について述べ、植民の有する文明化の効果や国民の利益を重視するアダム・スミスの植民論を評価している。この中で、植民地の利益に関する議論が「実質的植民」の理解に示唆的である。矢内原は植民の利益について、ア

16) 村上前掲論文「矢内原忠雄における植民論と植民政策」、211-212頁。

17) 矢内原忠雄「アダム・スミスの植林地論」(矢内原全集①, [1927年]), 659-691頁。

ダム・スミスの言葉を引用しながら、以下のように述べている。

彼〔アダム・スミス〕は之〔植民の得失〕を「一大国としての欧州」に対する一般的利益と、植民地領有国に対する特殊利益とに区別する。前者は実質的植民の利益、後者は形式的植民（植民地領有）の利益といふことを得る。

スミスの言う植民の一般的利益とは消費及び生産の増加である。「歐洲に輸入せらるるアメリカの過剰生産物は、その輸入なくしては得られざるべき諸種の便利実用娯樂又は裝飾用などの貨財を此の大陸の住民に供給し、由つてその享樂を増加する。」アメリカの発見及び植民は直接にはその植民地に、間接的には他の歐洲諸国に対しても、「その過剰生産に対する一層広き市場を提供し、その結果生産増加を奨励する」。新しき市場は新たなる分業及び技術改良を惹き起し、之によりて労働の生産性は進歩し、社会の富は増加するのみならず、「歐洲の貨財はアメリカに対して殆ど全然新しく、アメリカの貨財は歐洲に新しき」が故に、その交換は人類に取りて極めて有益なるものであつた¹⁸⁾。

このように、矢内原は、アメリカ大陸の発見による「一大国としての欧州」に対する「一般的利益」と、植民地領有国に対する「特殊利益」とを区別し、前者が「実質的植民」の利益、後者が「形式的植民」の利益としている。この議論での「実質的」の意味は「一般的」であり、植民の利益では「一大国としての欧州」に対する利益である。つまり、矢内原の「実質的植民」は、「理想主義的」であるとか、政治的権力を背景とした植民に対する批判を有するものとかされてきた評価とは異なり、「一大国としての欧州」に代わる、「世界経済全体」にとっての利益を有する植民のことを指していると考えらるべきである。このように考えれば、「実質的」という言葉は、植民地領有という狭い概念の中ではなく、植民地がもたらす人類の富の拡大に対する価値を強く認識しており、より広く人類一般まで視野を広げた上での概念であったことがわかる。

このように矢内原が「実質的植民」に積極的に価値を見出した背景には、20世紀には各国の植民地貿易や産業は、排他的独占政策によって他国に対して相

18) 同上論文、670頁。

対的利益を追求するものであり、自国や人類全体の絶対的利益を害するものとして矢内原は把握していた。こうした排他的独占的植民政策は国内では少数有力な「大商人大製造家」の私利的利益の追求を目指す政策であるとしている¹⁹⁾。矢内原はこの「アダム・スミスの植民地論」の結びにおいて、以下のように述べている。

若し人類の発展に前途あらしむべくば、政治的経済的社会的なる排他的搾取の原則より民衆を解放し植民地を解放し現住者を解放し、自由対等なる「良友」関係に基く国際協調を期するところの植民政策が立てらるべきである。〔……〕植民地の本質を以て本国の領有支配に従属する新領土と解し、如何に法律的政治的にその従属関係を維持すべきか、如何に経済的にその本国に対する利用価値を發揮せしむべきかの方策に没頭する植民政策は葬らるべきである²⁰⁾。

このように矢内原はアダム・スミスの人類一般のために「絶対的利益」を追求する点を継承し、自らの「実質的植民」の基礎とした。そして、帝国主義が行き詰まりを見せる 20 世紀において、「大商人大製造家」の私利的利益の追求を目指す資本主義的植民政策からの転換の必要性を主張し、自由対等なる「良友」関係に基く国際協調を期するという新たな植民政策を提唱した。こうした矢内原のアダム・スミスに対する評価は、人類の生産力の向上を阻害する重商主義を廃して、人類の生産力の向上を促す植民活動への転換の必要性を主張するものであった。

矢内原によるアダム・スミスの植民論の解釈から「実質的植民」を検討すれば、従来の研究において指摘されてきた「実質的植民」論とは異なる側面が存在していることがわかる。従来の研究で指摘されてきた点は、「植民地の社会経済関係の把握」のための権力関係の分析を重視しない植民である。しかし、アダム・スミスの植民論の解釈では、植民という社会現象を政治的権力関係や社会経済関係の分析より、むしろ植民が「人類一般」に対して資するものかどう

19) 同上論文, 688 頁。

20) 同上論文, 690 頁。

かという矢内原の価値判断が存在していることがわかる。

つまり、矢内原の「実質的植民」には2つの側面がある。ひとつは、植民という社会現象の把握のための概念であり、もうひとつは植民を植民地領有国の利益となる植民を批判的にとらえる一方で、広く「人類一般」に資する「理想の植民」という矢内原が肯定的にとらえた側面がある。このように考えれば、矢内原が『植民及植民政策』において、「実質的植民」の概念を詳細に検討しており、また一方では様々な箇所において「実質的」や「実質的植民」が政策を肯定的に捉えられるときに、価値判断的な概念として使用されていることもある。つまり、矢内原の「実質的植民」論について論じるときには、この二面性に注意する必要がある。

3. 自主主義的政策の評価とシオニズム観

次に矢内原の植民政策論について検討したい。矢内原は植民政策について、自主主義・同化主義・従属主義の3つの可能性があることについて述べ、『植民及植民政策』では、それぞれの評価を行っている²¹⁾。この中で、従属主義は「歴史的」な政策であり20世紀以降はこの政策が作用されることは考えにくいとして、矢内原の植民政策の分類は専ら同化主義と自主主義に焦点が当てられている。

まず、矢内原の同化主義と自主主義に対する評価から確認したい。矢内原は同化主義に関して、「社会群の特殊的存在の事実を無視するが故に、その成績は却つて不良にして、原住民の社会生活に対する圧迫によりその不満反抗を激成するの結果を経験した」²²⁾として、同化主義の欠点を指摘した。その一方で、矢内原が最も高い価値を見だしていた自主主義については以下のように述べている。

21) フランス革命以後の「万人同権」の時代においては、植民政策も保護主義的色彩を帯び、従属主義は歴史的なものとなり、その中では自主主義と同化主義の2つが選択肢として存在すると指摘している(矢内原掲書『植民及植民政策』, 248頁)。

22) 同上書, 249頁。

自主主義は植民地の特異性を尊重し、その自主的発展を目的とするものにして、論理的終局は植民地に対する本国の領有支配関係の消滅に至る。併し乍ら自主主義必ずしも本国の利益を犠牲にせんとするものにあらず。之によりて本国植民地間の連結を強固にし、以て一大帝国を維持するの途なりお為すものである。故に協同 (L' Association) の主張は必ず自主主義の政策を伴ふ²³⁾。

矢内原の自主主義は、「植民地の特殊事情」を考慮しない同化主義を批判し、「特殊事情」の下、自主的発展を目指し、植民地の独立をも否定しないものである。矢内原は、植民地が独立するに至ったとしても、帝国に残ることで利益が得られると判断されれば、植民地と植民国の関係性は損なわれることなく「良友」関係に発展するものと把握していた。また、矢内原は国際連盟と英帝国を比較し、英帝国に高い価値を見出し、「英帝国は国際連盟内の国際連盟、国際連盟の結合を更に強固なるもの」として表現している²⁴⁾。このように英帝国に高い価値を置いた要因としては、国際連盟よりも英帝国の方が主権国家に限定されない「自主諸国民の自主的結合」としての要素が強かったと考えていたためであろう。こうして、自主主義の必要性を主張した矢内原は「実質的植民」と組み合わせることによる「自主主義的結合関係に基づく世界経済世界平和の実現」を想定していた²⁵⁾。

こうした矢内原の政策分類の意図について、村上は、政策分類の不明確性を指摘し、「矢内原による植民統治策の分類を捉えなおすと、客観的な分類基準を明確にした上で全面的かつ体系的に行われたものでなく、日本の植民統治政策への批判を強烈に念頭において、よりベターな政策を提示するためというきわめて実践的かつ政策的なものとして分類されたものと考えられる」²⁶⁾としている。しかし、矢内原の植民政策学をその着想の経緯から検討しようとする本稿の関心からすれば、安易に「日本の植民統治政策に批判的」であったと評価す

23) 同上書, 250 頁。

24) 同上書, 478 頁。

25) 同上書, 483 頁。

26) 村上前掲論文「矢内原忠雄における植民論と植民政策」, 221 頁。

ることは適切ではない。

矢内原の「実質的植民」論と同様に、植民政策論においても、その着想の経緯から検討すれば、自主主義の原点は、パレスチナにユダヤ人とアラブ人という異なる民族が協同し、両民族各自の自主的發展を促し、パレスチナに共同郷土の建設を目指したシオニズムにある。矢内原は、キリスト者としての聖書の歴史観からシオニズムに対する関心を持ち、留学中にはパレスチナを旅行している。当時の日記は残されていないが、妻の愛子に送った手紙には「とうとうエルサレムへ来り」²⁷⁾と感慨を持って書かれている。また、学者として初めての論文も「シオン運動(ユダヤ民族郷土建設運動)に就いて」²⁸⁾である。こうしてシオニズムに深い意義を見いだしていた矢内原は、パレスチナにおける植民活動について、以下の通りに論じている。

シオン運動は漂流の民族たるユダヤ人がその歴史的故国たるパレスチナに民族郷土(national home)を建設せんとするの運動であって、最近には年二三万人のユダヤ人が世界各地よりパレスチナに移住して新社会建設に従事しつゝあるのである。その新社会は民族的にユダヤ人社会たるに止まらず、少くともシオン同盟の関係する限りに於いては、非資本主義的経済組織の理想の下に建設せられる。シオン運動が私の興味を惹く一つの点はその非資本家的非営利的主義的非搾取的植民事業にあり、資本主義的植民の行きつまらんとする今日、特に注目し値する処である。[……]かくシオン運動は特異なる民族運動として興味あるのみならず、基督教の歴史観より見る時特にその意義が深い。ユダヤ人の復興は聖書の予言せる世界歴史發展の重要な一項目であるから²⁹⁾。

矢内原の言葉からもわかるように、キリスト者としての矢内原はシオニズム

27) 「書簡」(1922年5月2日、矢内原愛子宛、エルサレムより)(矢内原全集²⁹⁾、32頁。

28) 「シオン運動(ユダヤ民族郷土建設運動)に就いて」『植民政策の新基調』(矢内原全集^①、[1927年])、541-594頁。この論文は矢内原が留学から帰国して書いたものであり、聖書の引用が多く、経済学部他の教員たちからは心配されるほど、矢内原の学風はキリスト教の要素が強かったことがわかる(矢内原忠雄『私の歩んできた道』(矢内原全集²⁶⁾、[1958年])、29頁)。

29) 矢内原前掲書『植民政策の新基調』、531-532頁。

の行方を聖書の歴史観から関心をもって観察していたことがわかる。そして、矢内原によるシオニズムの把握では、1920年代以降、シオニズムは民族主義的運動であるが、ユダヤ人に絶対の権利を認めたものではなく、「非搾取的」な植民運動であり、ユダヤ人とアラブ人の協同のコモン・ホームの建設を目指すものであった。このコモン・ホームの建設はユダヤ人の純粋な非同化的固有社会の建設であり、同時にアラブ人に対する「非搾取的非絶滅的共存」である。そのため矢内原は「それ故に両民族各自の自主的發展を保障しつゝ、パレスチナを共同郷土と為さん」とするものであり、地域を同じくする異なる民族が自主的發展を遂げる理想的な植民活動の地となる可能性を秘めたものとしていた³⁰⁾。ここに矢内原の自主主義に基づく植民政策の原点を見いだすことができる。

地域を同じくする異なる民族が自主的發展を遂げるという理想的な植民の捉え方をシオニズムに対する認識から導き出していた矢内原にとっては、各民族の特殊の事情を無視する同化主義を肯定することはできなかつた。矢内原が植民政策論の着想を得たシオニズムの把握の根底には、文化相対主義の立場に立ち、各民族を平等に扱うという考えがある。各民族は他の民族に対して優越を主張することはできないものとして、ユダヤ人も含めてすべての民族が平等に扱われ、異なる民族の協同が重要視されている。こうした民族観から、改めて矢内原の同化主義の概念を再度確認すると、以下の通りである。

同化主義とは植民地に対し全然本国と同一の待遇を与へんとするものである。植民者は本国民としての資格身分をそのまま、携えて植民地に移るに過ぎざるが故に、本国に於けると同一の権利、同一の保障、同一の自由を賦与すべく、植民地は本国の延長なりと為す。現住者に対しても亦植民者と同様の法律経済社会的制度に倣はしめんとするものである。〔……〕原住民者然るに同化主義は社会群の特殊的存在の事実を無視するが故に、その成績に却つて不良にして、原住民者の社会生活に対する圧迫によりその不満反抗を激成するの結果を経験した³¹⁾。

30) 矢内原前掲論文「シオン運動(ユダヤ民族郷土建設運動)に就いて」, 587頁。

31) 矢内原前掲書『植民及植民政策』, 248-249頁。

このように同化主義は植民地に対して本国と同一の待遇を与えるものであり、「植民地は本国の延長」とされる政策である。矢内原の同化主義に対する評価は、同化主義は各社会群の「特殊的存在の事実」を無視するために、現住者の社会生活に対する圧迫などから、その不満反抗を招くものとしている。この矢内原の評価から検討すれば、否定されるべきものは、同化主義的政策全般ではなく、「社会群の特殊的存在の事実の無視」である。同化主義的政策を採用することは「社会群の特殊的存在の事実の無視」についての問題に陥りやすいが、同化主義一般を否定するべきものではないと考えていたのではないか。

4. 同化主義近代化政策の評価と民族形成

ここまで矢内原の植民論と植民政策論の再検討を進めてきたが、矢内原の植民政策学の中でも、南洋群島について論じた『南洋群島の研究』では、同化主義的要素の強い文明化政策を肯定的に捉え、日本の植民地統治を肯定的に評価している。この点は、『植民及植民政策』において矢内原が高い価値を置いた人類一般に資する、自主主義的協同社会の建設に向けての植民とは評価が異なるものである。なぜこのように評価が異なるのであろうか。まず南洋群島に対する矢内原の認識から検討を始めたい。

南洋群島の社会について、矢内原は民族の形成が十分に進展しておらず、統一された政治的組織が存在していないという評価を下している。

種族連合体は氏族制に基礎する社会中最も広範囲のものである。〔……〕ヤップにて全島が八つの部落に分れ、ポナベにて五つの部落に分れて居るのも亦種族連合体を示すものであらう。しかも何処に於いても種族連合体を統一する全島の政治団体は成立せず、民族並に国家の発生段階には未だ遠きものであつた³²⁾。

このように南洋群島では、基本的には氏族社会が形成されており、これをいくつかまとめたものに種族連合体がある。これは氏族制を基礎とする社会の中

32) 矢内原前掲書『南洋群島の研究』、303-304頁。

で最も広範囲のものである。しかし、全島的な政治組織は存在せず、民族や国家という段階には達していないと矢内原は見ていた。そして、矢内原は、こうした南洋群島の社会構成の現状から、民族を基礎とした自主主義的協同社会の建設のために、民族の形成が必要であると考えた。つまり、最低限の文明化の必要性を認識していたのである。

矢内原によれば、民族の形成には原住民の努力と経済的発展が必要であり、後者は外来者によってもたらされ、それを大きく促す政策に貨幣経済化があるとした。これに関して矢内原は、南洋群島における政策では、日本人や日本商品の大量移入に当たって、生産が商品生産化し、労働が賃金労働化し、南洋群島における経済を強く貨幣経済化を促すものとして把握していた³³⁾。「実質的植民」が有する文明化の作用はまさに南洋群島が格好の事例であった。

このように考えると、矢内原は南洋群島の島民の「特殊的存在」を尊重することを前提にして、民族形成のための最低限の文明化の必要性を認めていた³⁴⁾。この「特殊的存在」の尊重と文明化の必要性の間で特に問題となる点は、人口減少問題や島民の伝統的な文化に関わる教育問題においてである。人口減少の問題は、「未開土人の人口衰退傾向について」と題する論文で詳細に検討されているが、ここでは人口減少の原因を種族的性質ではなく、植民地支配によって社会経済的に変革がなされたことに着目する必要性を主張している³⁵⁾。そして、南洋群島における人口の減少は欧米人の渡来に大きく影響を受けた社会的歴史的所産であるとしたが、矢内原はこの近代化を止め、氏族制社会に回帰するのではなく、一時的な負の影響を認めながらも、近代化を進め、近代化の過程の「正当なる進捗」を得ることが望ましいと把握した³⁶⁾。また、教育問題では、日

33) この点について村上が既に指摘している通りである(村上掲論文「矢内原忠雄の植民論と植民政策」, 229頁)。

34) 矢内原は植民活動を通しての文明化を肯定的にとらえているが、一方で文明化の弊害についても十分に認識している。台湾の原住民政策において、公共工事での強制出役や刑罰労働に対しては反対しており、文明化のことをやや皮肉をもって「文明の進展と文明の被害者!」と表現している(『帝国主義下の台湾』(矢内原全集②, [1929年]), 295頁)。

35) 「未開土人の人口衰退傾向について」(矢内原全集④, [1933年]), 254-259頁。

36) 矢内原前掲書『南洋群島の研究』, 395頁。

本語教育への比重の高さを問題として指摘し、日本語教育は根本においては同化主義政策と表現せざるを得ず、島民社会の特殊性に対する理解が不足していると問題点を指摘した³⁷⁾。しかし、南洋群島において日本語教育は、行政を円滑に進める利便性と南洋群島における「共通語」の提供という点において進めた教育政策であり、近代文明が導入された新たな社会への適応能力を身につける上では重要な政策であり、近代化への適用という点では、進歩的役割を果たしていると認められるものとしている³⁸⁾。こうした南洋群島に対する政策について、矢内原は植民活動に伴う負の側面を認識しているが、その負の側面を超えて、近代化がもたらす効果を認めていた。こうした認識の下、矢内原は、ドイツやオランダの政策に比べて、「行政組織が遙かに大規模で有り、官吏の員数多く、社会的施設が官庁の事務として積極的に行はれること」や「島民生活の近代化が進捗し、人口衰退傾向が全体として阻止せられたと認められること」、「島民に対する人種の蔑視の感情及び態度の少なきこと」、「経済的富源の開発」という点から、人口減少に対する対策、公衆衛生、教育といった文明化としての要素が強い植民政政策は効果があったとしている³⁹⁾。

矢内原が否定している同化主義は「社会群の特殊的存在の事実の無視」であると考えれば、南洋群島に対する同化主義的政策の評価を矛盾なく位置づけることができる。矢内原は南洋群島に対する同化主義的要素を含む文明化政策において、同化主義そのものを否定するのではなく、同化主義的政策をとることによって、植民地の住民、矢内原の言葉では社会群が植民国に法制慣習風俗言語を同化させられること、つまり「特殊的存在の事実の無視」によって特定の民族が虐げられることを否定したのである。

このように矢内原は民族の形成・未形成の間に大きな境界を設定しており、民族が形成されていない場合には、民族の確立のための最低限の近代化を重視したが、それは民族に対して高い価値を払い、民族を基礎に植民政政策を検討し

37) 同上書, 332頁。

38) 同上書, 335頁。

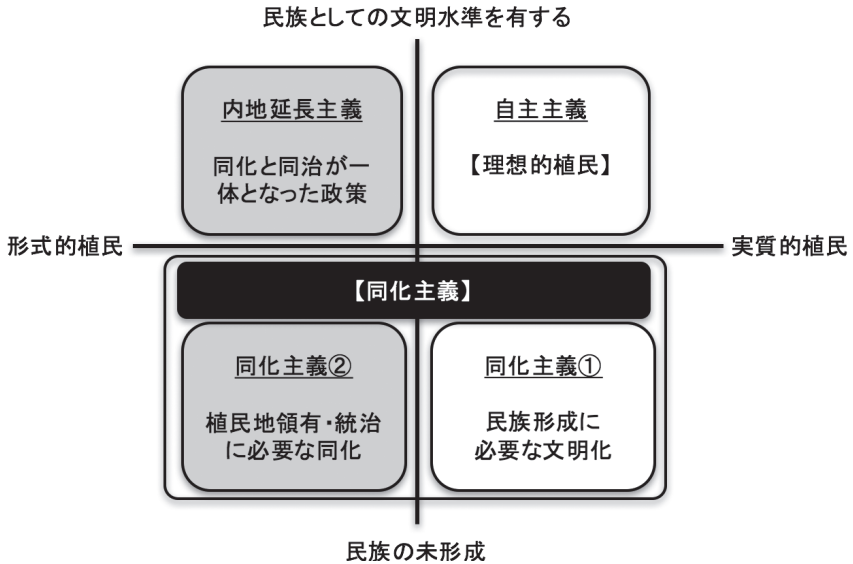
39) 同上書, 410-414頁。

ていることが影響している。このような民族重視は矢内原のシオニズムの関心によるところが大きいと考えられ、シオニズムの「特異なる民族運動」が矢内原の民族観の基礎となっていると考えられる。こうした民族観から、単なる植民地統治の必要上、同化主義政策によって民族が虐げられるような政策に対しては批判的であったが、最低限の近代化を促す同化主義政策には、問題点を完全に否定することはしていないが、民族の形成により高い価値が置かれ、全体として肯定的であったのである。この点において、矢内原の植民政学における、文化相対主義としての側面と同化主義を容認した側面の矛盾は解消されている。

5. 矢内原の植民政学における民族の重視

このような民族観から植民政学を把握した矢内原の植民政学は、同時代的な通説である政治権力を中心に統治政策を検討する植民政学とは異なる「特異」なものであったことがわかる。ここまで検討してきた矢内原の植民政学をまとめれば、植民政学者としてアダム・スミスの議論に依拠して、植民国の特殊利益（形式的植民による利益）は否定的に捉えたが、植民活動を通して世界経済の拡大が人類一般の利益となる植民を肯定的に捉えていた。しかし、そこには全面的に植民を肯定していたのではなく、キリスト者らしくシオニズムから民族に対する高い価値を見だし、どのような民族も虐げられることに対して批判的であり、各社会群が独立の集団の人格を有することを認めた上での植民を肯定していた。このように考えると、先行研究では矢内原の植民政学は植民と植民政学がそれぞれ独立の問題として扱われてきたが、実際には両者の間には関係性があり、一方をもって肯定、否定されるべきものではない。そのため、矢内原による植民政学の捉え方を両者の関係性にに基づき、2次元の図において表現すると以下のようなようになる。

従属主義に関しては、矢内原が歴史的な政策であると指摘していることをもって図に表現することは省略し、矢内原の植民政学研究の論争点となっている同化主義の評価と自主主義の位置付けを表現することに重点を置いた。図にあ



(図 「矢内原における植民と植民政策の相互関係」)

るように、矢内原が最も高い価値を見出していた植民政策は自主主義に基づくものである。そして、この自主主義に基づく政策は矢内原が言う「理想の植民」であって、社会経済的活動の伴う多民族共生の協同的生産を基礎に置いた植民であり、「実質的植民」に該当することになる。矢内原の植民政策の分類を整理する上で注意を要する点は同化主義に基づく政策である。同化主義は、上で述べたように、民族の形成・未形成を境界に評価が異なっている。民族が形成されている集団に対して同化主義に基づく政策を採用することは、社会群の特殊事情を無視することになり、否定されるべき政策となり、自主主義への転換が必要となる。しかし、民族が形成されていない場合には、民族の形成を促す政策、つまり経済の近代化に必要な最低限の文明化を矢内原は肯定的に捉えており、「実質的植民」ということができる。これに該当しない同化主義は、矢内原にとっては単なる植民地の領有・統治のための植民政策に該当することになる。そのため、図にあるように同化主義には「実質的植民」と「形式的植民」の2つがあり、民族の形成に向けての同化主義的要素の伴う経済の近代化について

は、矢内原は肯定的に捉えたが、現地住民の教化を顧みない植民地領有・統治のために必要な同化は否定されるべきものであり、政策の転換が求められるものであった。

日本の朝鮮や台湾での植民政策で見られた文化政治は、この矢内原の2つの同化主義とは異なり、「同化」とともに「同治」が重視されていることから、矢内原の言う「同化主義」とは異なる政策として、ここでは「内地延長主義」と表現した。この「内地延長主義」は、民族の形成や発展を促す「同化」ではなく、統治制度における法制度に焦点が当てられるものである。実際の朝鮮や台湾で採用された「内地延長主義」のように植民地を内地と同様の法制度に置く点とは異なり、矢内原の植民政策では、同化主義は民族の形成や文明化を目指すものであり、目標は「同治」ではなく、緩やかな「同化」にあった。「同治」を目指す政策は急激な「同化」を植民地における先住社会群に迫ることとなるため、矢内原は否定的に捉えていた。

要するに、矢内原の植民政策学の根底には民族に対する高い価値があり、民族を基準とした植民政策が展開されていることがわかる。『植民及植民政策』の最終章の文章は矢内原の植民政策の把握の仕方をよく表していると考えられる。矢内原は以下のように述べている。

自主主義の政策は、各社会群が独立の集団人格 (Group Personality) を有することを認め、各々がその歴史的条件下に能ふ限りの発展完成を遂げ、しかして相互間の協同提携によりて人類社会の世界的結合を完くするを以てその理想となる。自主主義は必ずしも各社会群の平均化を意味せず、又個性を忘却するものにならず、たゞ独立の社会群相互間に於て鬭争的狀態に代ふるに互助的關係を生ずるを理想とするのである⁴⁰⁾。

この文章にあるように、矢内原は各民族の特殊的事情に基づき相互発展、相互扶助的關係が織りなす国際秩序を想定しており、植民もこの原則に則っている必要があり、その実現のため、矢内原にとっては「実質的植民」が理論上必要であったのである。

40) 矢内原前掲書『植民及植民政策』、470頁。

このように民族に高い価値を置いた矢内原の植民政策学は、「実質的植民」の一般的効果を認めていたが、矢内原は植民の効果を全面的に認めていたのではなく、各民族の自主的発展に伴う世界経済の発展という観点から、特定の民族を虐げる政策には否定的であった。このような植民に対する評価は、異なる社会群による自主的結合による社会の形成を目指し、また民族という社会集団を重視した植民政策学とまとめることができる。この民族に対する高い価値は、矢内原の植民の現象の把握の原点にある。聖書における歴史観からシオニズムに関心を持っていた矢内原にとって、パレスチナに異なる民族が協同し、コモン・ホームの建設を目指したことが、植民現象の把握の原点であり、理想の植民でもあった。自主的協同を基礎においた植民は自主主義的政策を採用する必要があるとしたが、一方で民族が形成されていない社会に対しては同化主義的な要素を含む近代化を促す植民政策を採用し、民族の形成を促すべきであることを主張した。そのため、南洋群島に対する同化主義的政策は島民の固有の文化である旧慣、慣習の重要性を認識した上で、矢内原は文明化に重点を置いていた。

南洋群島における植民政策を肯定的に捉えた点は、朝鮮や台湾における日本の植民地統治が矢内原の「理想の植民」、つまり民族の形成、発展を目指す政策が行われず、矢内原の理想が敗れていく中にも、南洋群島において矢内原が最後の「理想」を抱いていたと考えられる。これは、矢内原の植民政策学の着想に至った1920年代の矢内原の植民政策学における民族概念の重視が南洋群島における植民政策に民族概念の重視と類似点が多く存在している点からも明らかである。

おわりに

本稿では、矢内原の植民政策学をその着想の経緯から実証的に分析を行い、従来の研究では、区別して論じられてきた植民論と植民政策論の関係性を検討してきた。こうした矢内原の植民政策学の全体像を明らかにしたことで、これまで矢内原が肯定的に評価した「実質的植民」と自主主義を組み合わせた政策

が矢内原の目指した理想的植民であると考えられてきたが、両者の関係性に注目することで、矢内原の「実質的」には、人類一般に資するという意味が含まれており、民族が形成されていない場合においては、それを促す同化主義も、「実質的植民」に含まれるものであった。

たとえば南洋群島における、民族の形成を促す近代化政策には経済の近代化以外にも、公学校に於ける日本語教育のように、一見すると「社会群の特殊の存在」を軽視する同化主義的な要素も含まれていた。この日本語教育に対して、現地社会での日本語の需要の少なさからその弊害を指摘しつつも、島民社会の近代化への有力な「拍車」であるとしている⁴¹⁾。この点からすれば、矢内原は文明化や教化、宣教としてのイメージよりも、植民地統治にあたっての日本の役割を積極的に見出していた植民政策学者であるということができらる⁴²⁾。

このように矢内原が植民地の統治に日本の積極的な役割を見出していた点は、民族に高い価値を見出し、また民族という概念を重視していたことに基づいている。自主主義に基づく政策や近代化や文明化を促す同化主義的政策を、各民族の発展を促す上で、日本もしくは日本人の積極的な役割を矢内原は期待していたとすることができる。

本稿では、矢内原の植民論と植民政策論をそれぞれ着想の経緯から検討し、また南洋群島における植民政策の評価から同化主義の位置付けを再検討し、同化主義も民族の形成を促す政策であれば、「実質的植民」に含まれるものであることを明らかにすることができた。しかし、本稿で取り上げた着想の経緯としてのアダム・スミスの植民論やシオニズム観は矢内原の初期の思想である。そのため、キリスト者矢内原の植民政策学の全面的な再検討のためには、着想の経緯だけでなく、矢内原の帝国主義の把握、戦時における抵抗の思想を含めて検討する必要がある。そのためには、上で述べた救済論と植民政策学の関係性

41) 矢内原前掲書『南洋群島の研究』、335頁。

42) 矢内原の師である内村鑑三は東西文明の交点に位置する媒介者として、日本の使命を積極的に見出していた(『地理学考』(1896年に『他人論』に改題)(内村全集②、[1894年]、352-480頁)。矢内原は信仰とともに、こうした日本の対外観も同時に継承したと考えられる。

矢内原忠雄の植民政策学における実質的植民と自主主義・同化主義の構図

など矢内原のキリスト教信仰を含めて、矢内原の植民政策学を検討することが求められるが、こうした再検討は別稿に譲りたい。